

5

インドの下位裁判所

——裁判官の任命・昇任を中心にして——

やす だ のぶ ゆき
安 田 信 之

- はじめに
- I 独立前のインドの裁判所制度【略】
- II 現行憲法下の下位裁判所【略】
- III 下位裁判官の任命と昇任【略】
- IV 下位裁判官をめぐる問題点とその
将来の方向【一部略】
- おわりに

出典 『アジア経済』第18巻第5号 1977年5月；
第18巻第8号 1977年8月；
第18巻第9号 1977年9月

はじめに

インドの裁判所制度は、イギリスと同じく最高裁判所と高等裁判所といういわゆる上位裁判所とそれ以下の裁判所により構成される下位裁判所にわけることができよう。

最高裁判所と高等裁判所については憲法に詳細な規定が設けられており、また歴史的にもイギリスの統治下において輝かしい伝統を有し、さらにインドの法学者の研究対象がこれらの裁判所の判例に限られてきている、などの

理由から、これらの上位裁判所について論ずる文献も多い。

筆者も1973年のいわゆる「司法危機」(Judicial Crisis)の問題に関係して、不完全であるが、これらの上位裁判所について論じたことがある⁽¹⁾。その結論は、これらの裁判所はインドの土から遊離するまでにイギリス的ないし西洋的なものとなっているということであった。

前稿の作成段階で筆者が絶えず疑問と考えていたことは下位裁判所の問題であった。しかしこの下位裁判所の現状を分析している文献は、筆者の知る限り1958年のインド法律委員会の第14次報告書を除けば皆無に近い⁽²⁾。

幸い当時筆者はインド滞在の機会を与えられていたので、折ある毎に各州の高裁を訪問することができた。その間に入手しえた資料および情報を整理し、この制度の理解のために必要な歴史的検討を加えたのが本稿である。

結論をごく簡単に述べれば、インドの下位裁判所は、高等文官裁判官の存在を除けばイギリスの司法の伝統を比較的スムーズに受け継いできた上位裁判所とは異なり、当初からイギリスの植民地統治という生々しい現実から出発しており、独立にいたるまで行政と密接に関係しながら発展してきた。その裁判官は、中核は高等文官職により占められ、イギリスの伝統である優秀な弁護士が裁判官に任命されるという法曹一元型の裁判官ではなく⁽³⁾、むしろ大陸法系にみられる官僚型裁判官が中心であった。

独立後高等文官職の廃止および司法の独立という理念から、上位裁判所はイギリス型の法曹一元化への傾向を強くみせたのに対して、下位裁判所は官僚型裁判官という特徴を維持しているばかりでなく、これを発展させており、現在この傾向が逆に上位裁判所に対して影響を及ぼしつつあるように思われる。

本稿では、最初に独立前のインドの裁判所制度の歴史を概観し、つづいて下位裁判所の管轄権および裁判官の任命・昇任に関する制度を検討し、最後にこれらの裁判官をめぐる問題点を指摘したい。

- I 独立前のインドの裁判所制度【略】
- II 現行憲法下の下位裁判所【略】
- III 下位裁判官の任命と昇任【略】

IV 下位裁判官をめぐる問題点とその将来の方向

1. 州レベルの裁判官の構成と問題点

これまでみてきたように、州レベルの裁判官は、高裁裁判官を頂点にして、州上級司法職さらに司法職というピラミッド構造をかたちづくっている⁽¹⁾。

その頂点に位置する高裁裁判官は、独立前においては法廷弁護士、インド人弁護士およびインド高等文官を中心にして構成されていたが、独立後30年を経た現在ではインド人弁護士出身の裁判官が圧倒的な数を占めている。独立前にはかなりの数を占めていた高等文官裁判官は、その廃止により姿を消し、現在では上級司法職より抜擢された裁判官がこれに代わっている。1973～74年における各州高裁の出身の構成は第8表のとおりである。この表で明らかなように、多くの州高裁において、現在でも、弁護士出身の裁判官が多数を占めている。

この理由は、第1に、これまで述べてきたように歴史的なものである。インドの高裁は、歴史的にもイギリスの上位裁判所(高等法院)の影響を強くうけている。独立後高等文官職の廃止によって、イギリスの法曹一元型の裁判官の構造に一層純化させる傾向をもったのは当然ともいえよう。第2の理由としては、高裁と下位裁判所との間でとり扱われる事件の質の相異があるように思われる。下位裁判所では一般的な民事・刑事事件が中心であり、またそこでは事実認定が主たる仕事である。しかし、高裁においては、令状(writ)訴訟の多さにみることができるよう⁽²⁾、憲法、会社法および税法のような比較的複雑な事件が争われ、また争点は法律問題である⁽³⁾。このような事件につ

第8表 各州高裁の人的構成

高 裁	総 数	弁護士 出 身	司法職	備 考
ラージャスタン	11	7	4	
グジャラート	17	10	7	
ボンベイ	21	12	9	
デ リ	21	15	4	残り2名中1名は他高裁より、1名は県裁判官経験者
パンジャブ、ハリアーナー	19	9	10	
ヒマーチャル・プラデーシュ	3	1	2	
ジャンム・カシミール	5	3	2	
カルナータカ	14	7	7	高裁設置後全裁判官27名中、弁護士は18名、司法職は9名
ケ ー ラ ラ	13	11	2	司法職2名は上級司法職直接参加
マ ド ラ ス	16	9	7	司法職7名の内訳はICS 1, 司法職4, 上級司法職2
アラハーバード	36	22	14	内1人はICS
ビハール	20	12	8	司法職中、上級司法職直接参加3
カルカッタ	39	29	10	司法職中、上級司法職直接参加3
ア ッ サ ム	6	4	1	他1名は陸軍の法律顧問 (Legal Advisor)
オリッサ	8	6	2	48年高裁設置後20裁判官中、弁護士16, 司法職3, ICS 1
アンドラ・プラデーシュ	13	9	4	司法職中、上級司法職直接参加2

(注) 1973~79年の各高裁における聴取により作成。高裁副裁判官 (Additional Judge) を含む。

マディヤ・プラデーシュについては不明。

いては下位裁判所から昇任された裁判官には、その訓練および経験からして一定の困難があろう。これに対して高裁で活動する弁護士は、性質上報酬が非常に大きなこれらの事件を主たる収入源としており、これらの問題について知識も十分である。

もつとも、司法職・上級司法職を経て高裁裁判官に任命される官僚型裁判官も、独立後、非常に増加していることは注意を要するが、少なくとも現在のところ支配的とはなりえていない。

次に、上級司法職については、その任命は、司法職からの昇任と弁護士からの任命とに分かれることについては前述した。このレベルでは、第9表にみるように、司法職からの昇任が圧倒的に多い。この理由は、第1に、この

第9表 各州における上級司法職の人的構成

州	構成	規則上 昇任対弁護士 の比率 (カッコ内は推定)	実 数		
			総 数	昇 任	弁 護 士
ラージャスタン		2 : 1未満	50	43	7
グジャラート		1 : 1	21	14	7
マハーラーシュトラ		1 : 1		不明	
デ リ		2 : 1未満	16	14	2
パンジャブ		(2 : 1未満)	19	13	6
ハリヤーナー		(2 : 1未満)	6	5	1
ヒマーチャル・プラデーシュ		(2 : 1未満)	7	7	0
カシミール		なし	16	16	0
カルナータカ		2 : 1		不明	
ケーララ		2 : 1	29	24	5
タミル・ナード		2 : 1	44	40	4
U. P.		3 : 1未満	62	59	3
ビハール		2 : 1未満	21	17	4
西ベンガル		3 : 1	95	規則通り	
アッサム		不明		不明	
オリッサ		なし	27	23	4
アンドラ・プラデーシュ		6 : 4	52	44	8

(注) 1973-1974年の各高裁における聴取により作成。マディヤ・プラデーシュ、アッサムについては不明。

レベルの裁判官は、独立前には高等文官職が圧倒的部分を占め、それについて「州公務員職」に属する官僚型の裁判官が昇任されるという伝統があり、弁護士からの直接任命は、むしろ例外的であったという歴史的事情によるものと考えられる。第2の理由としては、これらの裁判官に任命されるべき弁護士は比較的優秀であるとされている。しかし独立後、適当と考えられる弁護士は、イギリス人法廷弁護士および高等文官が存在しなくなったことにより、門戸を拓げた高裁の裁判官に直接に任命されることを期待し、上級司法職への勧誘のある場合にも容易にこれを受諾しないということである。もっともこの点でも、現在一定の変化が生じつつあり、いくつかの州で高裁裁判官に任命されるための第1段階として上級司法職に任命され、そこから高裁裁判官に昇任されるという例が生じているといわれる。事実多くの州で弁護

士からこの職に任命されるには45歳前後の年齢制限があり、この年齢は司法職から昇任される年齢(だいたい46~48歳)にくらべると若くなり、それだけ高裁裁判官に任命される機会が多くなるのである。

最後に、州司法職の構成に関してであるが、前節で述べたように、この職の最下位の裁判官であるムンシフ・クラスの裁判官については、まったく弁護士経験を有していないか、有しているにしてもせいぜい3~5年の経験である。この3~5年の弁護士経験は、法律委員会も指摘しているように、弁護士としてでさえも十分な経験を有するとはいえない⁽⁴⁾。したがって、このレベルの裁判官は、弁護士として十分な経験を有することなく、裁判官に任命され、その任命後の訓練および裁判実務の遂行過程において法律実務の知識を修得するといえる。またかれらは、勤務年限にしたがって昇給し、一定年限で下級裁判官クラスの裁判官に、さらに上級司法職に昇任するのであって、十分な経験を積んだすぐれた弁護士が裁判官に任命されるというイギリス型の法曹一元の裁判官として位置づけるよりも、むしろ大陸型の官僚型裁判官として位置づける方がより実際を正確に反映していると考えられる。

このように現在の州レベルの裁判官の構成は、上位裁判所である高裁にあっては、弁護士出身の裁判官が主流を占めるというイギリス型の法曹一元型の構造を呈し、下位にいくにしたがって官僚型裁判官の比重が高くなるということがいえよう。とくに高裁においては、一般に弁護士出身の裁判官の方が上級司法職から昇任された裁判官よりも任命年齢が若いということがいえ、このことは、前者がそれだけ高裁裁判官に長期間在職することを意味し、高裁首席裁判官が、最長期間務める裁判官からほぼ自動的に任命されるという「先任の原則」を考慮すれば、かれらが単に数の面からだけでなく、高裁の運営の面においても支配的な位置を占めていることを示している⁽⁵⁾。

次に、この州レベルの裁判官の問題点についてみると、その社会的地位および質の低下という点がみられ、これについては、すべてのクラスの裁判官に共通するといえよう。

このことは、法曹全体の地盤沈下とも関係する。これまでみてきたように、

インドの法曹はイギリスの統治下においてインド人中産階級が比較的自由に就くことができる職業として最も魅力あるものの一つであった。しかし20世紀に入り、高等文官をはじめとする多くの公職がインド人にも開放され、また他方では資本主義の発展に伴う民間企業の間管理者層の需要が増大するにしたがって、法曹はインド人の高等教育を受けた者にとっての唯一ともいえる社会的評価の高い職業の地位を次第に失っていった⁽⁶⁾。独立後において、「社会主義社会」の旗頭のもとで推進された急速な工業化は、一方ではこれを計画・管理するために行政の権限の領域が肥大し、多くの官僚層の需要を生み出し、他方では民間における管理者層を要求した。多くの有能な青年にとっては、法曹という比較的期間の長くまた面倒な訓練を要する職業よりも、これらの行政官僚や大企業における管理職員の方がその性質および収入の点でも魅力的である⁽⁷⁾。このような理由から法曹は、次第に相対的ではあるが、その社会的地位を低下させているように思われる。

このような一般的な状況の中で各クラスの裁判官の問題点について検討すると以下のとおりである。

まず司法職については、この職は、これまでみてきたように、イギリスの統治下においてはじめて認められた比較的上級の公職として永い歴史を有している。しかしイギリス型の上位裁判所制度が確立し、それにインド人弁護士が直接に参加することが認められた結果、この職の社会的地位は著しく低下し、すでに述べたように「州公務員職(司法)」として下級公務員に位置づけられた。独立後、行政職については、「インド行政職」(Indian Administrative Service) が全インド公務員としてインド高等文官職に代えて創設されたにもかかわらず、司法職については、何らの措置も講じられず、その上級に州公務員である上級司法職が設置されただけである。さらに「州行政職」は、その上級にインド行政職があるとはいえ、州レベルの行政権および量の増大によりその社会的地位を上昇させているにもかかわらず、州司法職は上級職も含めて旧態依然のままである。このような理由から大学法学部に進学する者も、卒業後必ずしも法曹に参加することを望まず(これには弁護士の慢性的な

過剰という問題もある)、公務員や民間に就職する傾向が増大している⁽⁸⁾。

一方、法曹(弁護士)に参加した青年にとっても、司法職は必ずしも魅力のある職業ではない。かれらにとっての目標は、まず高裁レベルの弁護士として名声を獲得して、その後にイギリスの例にみられるように高裁のベンチ(Bench)に就くことである。したがってこのような夢に破れた弁護士が、生活の糧をうるために司法職の試験をうけるということになる⁽⁹⁾。北インドにおいて弁護士経験を要せずに、比較的厳格な試験によって司法職を採用しようとしていることは、受験資格の幅を拡げることにより、この弊害を除去し、司法職の質を高めることを狙っているように思われるが、必ずしも成功していない。

法律委員会は、この対策として、採用方法、訓練および待遇の改善等についての改革を勧告しているが⁽¹⁰⁾、現状は、当時にくらべて改善されているとはいえない。

次に上級司法職については、すでにみたとおり、司法職からの昇任がその職のほとんどを占めている。このことは司法職の問題点をそのまま引き継いでいることを意味している。独立前は、高等文官職がこの職の大半を独占していたことは前述したとおりであるが、かれらは十分な法律知識を有していないという批判があったにせよ、その任命年齢が非常に若いので⁽¹¹⁾、さらに法律知識を受容するだけの柔軟性をもっていた。かれらは高裁と下位裁判所の結節点にあるものとして、植民地支配という点で重大な問題を内包していたけれども、両者を取り結ぶという点で重大な役割を果たしていたといえる。しかし現在ではこの職への任命は、若干の例外を除けば、50歳に近くなってからであり、いわば州司法公務員の最後の栄達の間としてこの職に就くのである。

また独立前には、県裁判官より低位に位置する者とされた県地稅官(Collector)は、現在では県の行政全般の責任者として土地改革や県民の福祉の中核に位置し、県民に対して大きな影響力を有しており、その社会的地位は県裁判官よりうえであるといわれる⁽¹²⁾。さらにこの職の一画を占める州行政職

は、独立前にくればれば非常に大きくなっている州行政府の高職に昇任する機会も与えられている。このように州行政職に比較しても、上級司法職の社会的名声の低下は著しい。

おそらく上述のような事情もあるのだろうが、この職は優秀な弁護士を誘引するのに成功していない。いくつかの州で若い弁護士の何人かは、高裁により上級司法職への勧誘がなされた場合にも、これを断ると述べていた⁽¹³⁾。このような上級司法職の社会的地位の低下が、規則の規定以上にこの職への弁護士からの直接任命が少ない理由でもあろう。

法律委員会は、後に述べるように、このクラスの裁判官の質の向上のためにインド行政職とならぶ全インド公務員である「インド司法職」(Indian Judicial Service)の創設を勧告している。

最後に、高裁裁判官の問題である。高裁は、これまで述べてきたように、州レベルの最高の司法機関として重要な役割を担っている。その裁判官群は、最高裁への人的供給源として優秀な法律家群を擁している。この裁判官群は、その主要な出身母体である高裁で活動する高級弁護士群とともに州司法の最上層に位置している。かれらは、州において大きな社会的地位を有しており、この意味でもイギリスの法曹一元型の制度を維持しているといえよう⁽¹⁴⁾。しかし、この裁判所の社会的地位もまた低下しつつあることが指摘されている。

この原因として、先に述べた法曹そのものの地位の低下をあげることができようが、高裁の場合、それ以上の問題を内包しているように思われる。これは、行政の司法に対する優越化の傾向である。独立後、次第に強まってきつつある社会国家の理念は、独立前から法曹および高裁が考えていた「司法国家」の理念との間に齟齬を生み出してきつつある。独立後の急速な工業化の過程とそれともなう社会制度の改革の中で、国家—立法・行政府による社会・経済構造への介入の度合は飛躍的に増大してきており、これに対して司法裁判所がこれらの問題に関与する範囲は、当然のこととして裁判所への提訴を条件とするきわめて受身的なものでしかありえない。またこの狭い範囲の中でのその対応の仕方も、必ずしも発展途上国としてのインドの現実を

直視しているとはいいがたかったように思われる。このような理由から、高裁・最高裁という上位裁判所は、立法府および行政府と社会立法をめぐり対立してきており⁽¹⁵⁾、このことは、とくに1970年代に入り、第24次、第25次の憲法改正さらに第42次の憲法改正によりその管轄権の縮小という結果を招来してきている。このように中央および州の行政権の拡大に反比例して、これらの裁判所は、その社会的影響力を低下させつつあるといえよう⁽¹⁶⁾。

次に高裁そのものの問題として、独立後、最高裁が設置され、多くの事件がこの裁判所に上訴されるにいたった結果、高裁の地位が従来の州の最高の司法機関から単なる中間的な控訴裁判所の地位に転落してしまったことも指摘されている⁽¹⁷⁾。

最後に、高裁裁判官の俸給の低さが問題となっている。高裁および最高裁の裁判官の俸給は、1950年の憲法中に固定されたままであり、その後のインフレを経た現在では、高裁や最高裁で活動する有能な弁護士にくらべて著しく低いものとなっている。このような理由から、高裁裁判官に優秀な高級弁護士を誘引することが非常に困難になってきていることが指摘されている⁽¹⁸⁾。

以上のような下位裁判所から高裁にいたるまでの州レベルの司法府の地盤沈下現象および質の低下は、独立後、多様化し、非常に増加しつつある訴訟に対応することができず、その訴訟の遅滞は大きな問題となっている⁽¹⁹⁾。

【後略】

2. 将来の方向——一つの可能性

非常事態下になされた憲法第42次改正は、最高裁および高裁の管轄権を制限・縮小し、新たに中央・州レベルにおいて「審判所」(Tribunal)を創設することにより、これらの上位裁判所に対する全面的な介入を行なって、さらに「行政国家」としての理念を明確化している。これらの改正は、77年3月の総選挙によるガンディー一会議派政権の崩壊という現実をみるとき、いかな

る結果をたどるかは不明である⁽²⁰⁾。しかしこの上位裁判所制度のドラスティックな改編とともに、それほど注目されてはいないが、州レベルの下位裁判所機構についても重要な改正があったことも見逃されてはならない。

一つは、上の憲法改正法第42条による憲法第312条の改正である。この改正により、議会は、上院において出席し、かつ議決に参加した議員の3分の2以上の多数による議決のある場合、県裁判官以上の裁判官により構成される「全インド司法職」(All India Judicial Service)を創設する法律を制定することができ、このためさらに新しく改憲手続を経ることなく、憲法第6編第6章の規定(下位裁判所に関する規定)を改正することができることとされた。

さらに、おそらく、この全インド司法職を中央政府の管轄下におく場合に生じる憲法上の疑義を避けるためと考えられるが、第57条により、第7付則を改正し、これまで州の専属管轄におかれていた「高裁と最高裁を除く一切の裁判所の構成および機構についての司法行政に関する事項」を中央および州の共同管轄事項に移している。

この「全インド司法職」とは、具体的にどのようなものであるのかについては、法律の制定のない現在不明である。しかし、1958年に出された法律委員会の報告書は、州レベルの下位裁判官の問題に関する抜本的解決の一つとして、「インド司法職」(Indian Judicial Service)の創設を勧告している⁽²¹⁾。今回の全インド司法職の構想もこの線に沿ったものと考えられるので、これを簡単に紹介すると以下のようなものである。

同報告書は、高等文官裁判官の再評価を行った後、全インド公務員である「インド司法職」の創設を提唱している。この職は、インド行政職やインド外交官職という他の全インド公務員職と同様に、全インド・レベルでの競争試験により選抜された者により構成され、その能力水準もこれらの全インド公務員職と同程度であることが予定されている。受験資格としては、弁護士経験を要求されないが、法学士(L.L.B)であることを要求される。年齢制限は、21~25歳と、司法職にくらべて非常に低い。試験は、一般教養と法律の2部に分けられる。

この試験の合格者は2年間の訓練期間に入る。最初の1年は、インド行政職のための訓練学校(Training School)で、行政職とともに教育をうける。委員会では、司法職が1年間行政職と同じ学校で共同で教育をうけることは、将来の地方レベルにおける司法職と行政職の相互の協力にとって非常にプラスであると述べている。この学校で、司法職参加者はインド史、行政学、地理、地方語など行政職参加者の履習する教科を修得するとともに、これに加えて、民事訴訟手続、会社法、破産法、銀行法、保険法のような商事・経済法に関する科目を履習する。

後半の1年は各州に配属され、州司法職参加者とともに訓練をうける。もっともこの1年間の訓練期間は、先にみたように司法職のそれより長い。その内容は、3カ月間の州政府のもとで歳入事項(revenue matter)、2カ月間の警察部局での訓練、さらに5カ月間の県裁判所での裁判実務の訓練、最後に2カ月間の州高裁裁判官のもとでのアシスタントとしての高裁の裁判および司法行政に関する訓練である。

この訓練期間の終了後、かれは、インド司法職に属しながら、最初マジストレート、次にムンシフとして各々3年計6年間裁判を行ない、さらに4年間下級裁判官として裁判を行なって、総計10年後に上級司法職である県裁判官に任命される。この10年という期間は、一般に司法職から上級司法職に昇任される15~20年という期間にくらべて5~10年早く、21~25歳という任命年齢を考慮すれば、これまでの司法職から上級司法職への昇任年齢である46~48歳にくらべてはるかに若く、33~37歳で県裁判官に任命される。またこの職の給与体系は、州司法職および上級司法職とは異なり、インド行政職と同程度とされる。

州政府は、このインド司法職のために、現在上級司法職の職数の40%をふりあてなければならず、残りの60%のうち各々司法職からの昇任および弁護士からの直接任命に30%ずつ割当てられるとされている。

このような構想は、法律委員会もいうように、かつてインドの下位裁判官制度の最大の問題点とされた高等文官の司法職の再生である。

このことは、独立後10年余りの1958年という段階で、高等文官裁判官の廃止が、下位裁判所の質の低下という面で大きな問題を残したということを示している。

さらに、この職が弁護士経験を要求していないこと、また訓練過程において弁護士としての実務の訓練が含まれていないことは、すでにこの段階でイギリスの法曹一元型の裁判官とはまったく異なる官僚型裁判官が要求されているものとして象徴的ですからある⁽²²⁾。

このような裁判官職の創設は、独立後ようやく確立された上位裁判所のイギリス型の法曹一元主義がやがては否定されざるを得ないことを暗示している。というのは、報告書には明示されていないが、高等文官職裁判官の場合と同様、かれらは、やがて高裁裁判官に任命されるであろうからである(訓練過程にふつう高裁の管轄とされる会社法などが含まれていることはこのことを示している)。このことは、弁護士出身の裁判官が多数を占める高裁およびその予備軍でもある高級弁護士層にとっては、大きな脅威であろう。独立により達成された司法におけるかれらの支配的な地位は脅かされるからである。しかもこの地位は、かれらの中では、法曹一元の裁判官さらに法の支配(Rule of Law)というようなイギリスの司法国家の理念という極度に強固な信念により裏付けられているのである。それゆえにこそ、この構想は、それが提起された後20年間も放置されてきたのだとみることができる。

しかし、この20年という期間に、前節でみた州レベルの司法の問題はますます深刻化しており、新しい裁判官像の要請は、さらに強まってきているように思われる。

下位裁判所においては、土地改革法、その他社会・経済立法の制定は、刑事・民事と単純に割り切ることのできない問題を生ぜしめており、これまでのような事実の確定と法律条文の機械的な適用を任務とする古典的な裁判官から、非常に複雑な事実について、一般にいわれる社会正義(social justice)をふまえたより社会的視野にたった裁判官を要求しているようにみえる⁽²³⁾。もちろんこのような方向は、中央・州レベルにおいて設けられた各種の審判

所 (Tribunal) や行政委員会のような準司法機関の設置により達成されようとしているが、現実には、これらの準司法機関に派遣される裁判官は、旧態依然たる下位裁判官であり、これらの機関も成功裡に機能しているとはいえない。

他方、高裁を中心とする上位裁判所は、少なくとも財産権に関する限り保守的であり、しばしばインドの社会・経済構造の近代化に大きな役割を果たすであろう土地改革その他の社会・経済立法の諸条項を基本権を侵害するものとして無効としてきた。

非常事態下の第42次憲法改正の最大の眼目の一つは、インドの司法制度の抜本的な手直しを狙ったことであると位置づけることができる。この方向は、最高裁の違憲立法審査権の制限、高裁の令状発給権の制限と、これにかわる土地改革、地租、公務員および労働事件などについて管轄権を有する中央・州レベルにおける審判所 (Tribunal) の創設ということに要約されよう。

筆者には、このような方向は二つの面をもっているように思われる。

一つは、とくに高裁レベルにおける第226条にもとづく令状請求訴訟の問題である。この令状訴訟が余りに多すぎ、これが高裁の遅滞の大きな原因となっていることが指摘されている。またこの令状訴訟の多くが、土地改革、租税といった社会・経済立法に関する問題であり⁽²⁴⁾、これに対する裁判所の対応も、すでに述べたように、保守的なものであるとあってよく、裁判所はこれらの社会・経済立法の実施を阻む役割を果たしてきたということがいえよう⁽²⁵⁾。したがってこれらの問題の審判所への移管は、このような立場を堅持する高裁とのトラブルを避け、高裁を社会・経済立法に対する判断から遠ざける意図を有していると考えることができる。

第2の問題は、非常事態そのものと密接に関係する。非常事態の宣言の直接動機が、ガンディー首相の選挙違反事件に対するアラーハーバード高裁の有罪判決であったといわれるように、それはガンディー政権と司法院との対決ということでもあった。非常事態下において、ガンディー政権は、反対党の弾圧、言論の自由の封殺、労働事件の抑圧さらには断種の強行という身体

の自由というもっとも基本的な基本権にいたるまで侵害するにいたるが、このような状況の中でも、テリー高裁などにみることができるよう、高裁側の人権の保護という面からの抵抗がみられた⁽²⁶⁾。今回の憲法改正が、その非常事態に関する改正にもみられるように、これらの政治的自由をめぐる高裁の抵抗を封殺する狙いがあったことも事実である。

この第2の面については、3月の総選挙によるインド国民の審判において、ガンディー政権の崩壊というドラスティックな結果により一応の終焉を遂げたようである。

しかし第1の面での問題は、依然残されたままである。この点については、新しいデサイ政権が土地改革を中心とするインドの社会・経済改革をめざす限りにおいて、常に直面する問題であり、第42次改正のようなものであるかどうかは別にして、何らかのかたちで解決しなければならない問題であろう。

もっとも、近い将来において、「審判所」の設置および「全インド司法職」の創設という従来の司法制度に対する大幅な改編は、この憲法改正が非常事態下になされ、その非常事態に反対した諸党派が現在政権についているという事実、および憲法改正全体にみられる行政府への権限集中の問題を考えるならば、実現は困難であると考えられる。

しかし、独立後30年という枠の中で考えてみると、上位裁判所と下位裁判所というインド司法における二元構造は、各々の面で問題を投げかけており、長期的に考えれば、それは統合の方向に向わざるを得ないと考えられる。その方向が、とくに70年代に入り出現しつつある高裁・最高裁レベルにおける革新的な裁判官、弁護士層の主導のもとに行なわれるのか、法律委員会の勧告や今回の改正にみられるように、下位裁判官の上層に位置し、そこから上位裁判官に昇任されるかつての高等文官裁判官のような官僚型裁判官の創設によりなされるのかは議論のあるところであろう。もちろん、後者の場合でも、この官僚型裁判官が、その機能において植民地官僚であった高等文官裁判官とはまったく異質の地点にたつものでなければならぬことはいうまでもない。

おわりに

以上、インドの裁判所の問題を、下位裁判所を中心にして、比較的長期的な歴史的経過の中で検討してきた。

そこで明らかにされたことは、インドの裁判所制度は、それが確立された当初から上位裁判所と下位裁判所というまったく異質の二元構造を呈していたということである。前者に関しては、イギリスの上位裁判所の理念・制度が比較的忠実に受け継がれていたが、後者についてはインド高等文官というイギリス植民地行政官僚が、一方では高裁という上位裁判所の構成員の一角を占め、他方では県裁判官、県マジストレートとして県レベルの民事・刑事さらには治安・行政の中枢に位置し、より下位のインド人裁判官・行政官僚を監督していた。この意味においてもインドの下位裁判所はイギリスのそれとまったく異なっていたといえる。したがって上位裁判所が、イギリスの輝かしい司法制度の伝統を受け継いでいるとするなら、下位裁判所はいわば植民地インドという影の部分を受けもっていたといえるであろう。

独立後、インド高等文官制度は廃止され、これとともに州レベルにおける司法制度は、高裁という上位裁判所を頂点とするにいたり、下位裁判所はこの裁判所のほぼ全面的な管轄下におかれた。もっとも、上位裁判所と下位裁判所という二元構造は残され、前者はその構成・理念においてイギリス型の制度を維持し、後者は前者の監督に服する司法官僚群によって構成されている。

しかし、この二元構造は、現在転換期にさしかかっているように思われる。このことは高裁裁判官中に占める上級司法職裁判官からの昇任の比率の増加という現象、および今回の憲法改正にみられる「全インド司法職」の構想の中に看取しうる。

この底を流れるものを、独立後30年という時間的経過の中で捉えるとき、独立当初の、イギリス型の「司法国家」の理念から「社会国家・行政国家」

の理念への国家理念の変容として説明しうるのではなかろうか。そしてこの変容は、植民地体制からの離脱と、それに付随する社会・経済構造およびそれを支える理念の急激な改変を余儀なくされている発展途上国たるインドの現実からすれば必然的であったということができよう。もっともこのような転換の方向の是非についてはさまざまな論議があるであろうが、それについて言及することは筆者の任ではない。

ただこのイギリス型の司法制度の現実・理念からの離脱の傾向は、独立後の社会変動の脈絡の中で把えなおされるべきであり、また本稿では検討しえなかったこの制度を支えてきた弁護士制度、法学教育さらに訴訟制度の検討を通して、より鮮明に把えることができよう。

[注] —————

はじめに

- (1) 拙稿「インドにおける『司法危機』」(『アジア経済』第15巻第1号, 1974年1月)。
- (2) The Law Commission of India, *14th Report: Reform of Judicial Administration*, New Delhi, The Manager of Publication, 2Vols. この問題は第9章で詳しく検討されている。なお、報告書は内田力蔵「インド法委員会について——その第14次報告書を中心に——」(『比較法学』1974年)に簡単に紹介されている。
- (3) イギリスの制度に関しては、田中英夫『英米の司法』東京大学出版会, 1973年参照。なお、イギリス法学者からみたインドの上位裁判所と下位裁判所の対比については、下山瑛二「インドの裁判所見学——インドの非常事態とは何か——」(『法学セミナー』1976年9月号) 50~54ページがある。

IV

- (1) Govt. of India, Central Statistical Organisation, *Statistical Abstract of India, 1970*, Government of India Press, 1972, pp. 586-587によれば、1966年当時、最高裁裁判官9人(現在は13人)、高裁裁判官(司法コミッショナーを含む)176人であり、下位裁判所については、民事について県裁判官389人、その他の専任下位裁判官は2166人、刑事についてはセッションズ裁判官532人、そのほかの裁判官389人、県マジストレート406人、専任のマジストレート4903人であった(この統計ではいくつかの州については含まれておらず、またすでに民事・刑事裁判官の兼任を考慮していない)。

- (2) この令状訴訟の問題については、佐藤宏「インド憲法における人権保障制度——令状請求訴訟 (writ petition) の分析——」(大内穂編『インド憲法の制定と運用』アジア経済研究所, 1977年) 参照のこと。なおこの訴訟に関する統計については第10表【略】、その内訳については佐藤論文を参照のこと。
- (3) The High Courts Arrears Committee (1972), *Report*, New Delhi, Govt. of India Press, 1972, p. 43.
- (4) 法律委員会は、「現在法曹のおかれている条件のもとでは、Barで実務を行なったとされる3～5年の期間で、その名に価する経験または訓練をうけることは不可能ではないにしても困難である。Barでの平均的な実務家にはそのような短期間でBarでの仕事または実務の理念に価するものを得ることは不可能である。」と述べている。Law Commission of India, *14th Report, Reform of Judicial Administration*, New Delhi, The Manager of Publication, Vol. 1, 1985, p. 165.
- (5) 筆者の知る限り、各高裁の首席裁判官で、司法職から上級司法職を経て高裁裁判官へと昇任された者が任命された例はない。このことは、高裁首席裁判官に任命される者は裁判官を最長期務めた者とするいわゆる「先任 (Seniority) の原則」によるとも考えられる。もっとも高裁においてはこの原則は最高裁ほど徹底されていなかったといわれる。詳しくは拙稿「インドの司法危機」(『アジア経済』第15巻第1号, 1974年1月)を参照のこと。
- (6) Misraによれば、1931年以降20年間で、医科大学および工科大学の学生数は、それぞれ3.5倍および6倍に伸びているのに対し、法科大学の学生数は、1.3倍にしか伸びていない。Misra, B.B., *The Indian Middle Classes*, London, Oxford Univ. Press, 1961, p. 333.
- (7) Law Commission of India, *14th Report*……, pp. 162-163. なお最近の法学部学生の意識調査に関しては, Sunshine, R.B. and A.C. Bermey, "Basic Legal Education in India: An Empirical Study of Students Perspective at three Law Colleges," *Journal of Indian Law Institute*, Vol. 12 (1970), pp. 38-118.
- (8) 公務員試験の最難関は、インド行政職、インド外交官職などの全インド公務員職であり、次に州行政公務員職が位置するというをいくつかの州で聞いた。なお法学部卒業生のうち、法曹に参加する者の比率は25%以下になっていると指摘されている。Aggarwal, S.K. ed., *Legal Education in India-Problems and Perspectives*, Bombay, Tripathi, 1973, p. 88. このことは、従来法曹教育の場とされた法学部、法科大学のあり方に大きな問題を投げかけており、同書には法学教育をこのような専門家育成のための教育と一般的な法学教育に分けるべきだという提案がみられる。
- (9) 法律委員会は、「3～5年の弁護士活動の後に司法職に参加すべく努力する者は、弁護士として生計をたてることに失敗し、そこで成功する望みを失った

うちひしがれた者である……」と述べている。Law Commission of India, *14th Report*……, p. 165. このような問題は、弁護士の相対的な過剰によるものと考えられる。法律委員会によれば、1958年当時約7万5000人の弁護士がいた(1970年3月31日現在では、10万402人といわれる)。これは、人口100万人当たり177人であり、1960年の日本においては、100万人当たり70人であった。法系の相異を考えてみてもかなりの数であろう。なおGalanter, Marc, “The Study of the Indian Legal Profession,” *Law and Society Review*, Vol. III, No. 2 (Feb. 1969), pp. 201-217参照。このような状況を考えると法律委員会のいう「成功する望みを失った者」とは、必ずしもその能力によるのではなく、その経済力の差によるのではないかと考えられる。一般に3～5年間は弁護士として生計を維持できないという指摘は多くの州で聞いた。筆者の印象では、これに耐えられるのは親族に指導的弁護士を有している者か経済的に恵まれている者かである。

- (10) Law Commission of India, *14th Report*……, pp. 161-229.
- (11) アラーハーバード高裁の高等文官裁判官の略歴をみると、そのほとんどが30代前半で県・セッションズ裁判官に任命されている。
- (12) Law Commission of India, *14th Report*……, p. 164.
- (13) カルナータカの高裁弁護士(年齢33歳, 月収600～700ルピー)は、「県裁判官には自由がないのでなる気がしない。もっともこのような勧誘は欲しい。それがかけとなれば、弁護士としての権威があがる」と述べている。ケーララ高裁の弁護士(年齢29歳)は、「下位裁判所の裁判官は、事実について判断し(judge the fact), 法律について判断する(judge the law)のではない。したがって法律家としての魅力に乏しい」と述べている。後者は収入については不明だが、自家用車を持ち、トリヴァンドラム有数の指導弁護士のジュニアとして活躍している。またかれは、最高裁に出廷するために飛行機で往復しており、デリーでは国際ホテルに宿をとっている。典型的な高級弁護士の卵ということができよう。かれによれば、県レベルの下位裁判所から高裁に上訴される場合、弁護士も交替するということであった。なお県レベルの法曹の実態については、Morrison, Charls, “Social Organisation at the District Courts, Colleague Relationships among Indian Lawyers,” *Law and Society Review*, Vol. III, No. 2, pp. 251-300を参照のこと。
- (14) 拙稿「インドにおける司法危機……」参照のこと。
- (15) 最高裁の判例を中心にインド憲法上の財産権の制限をめぐる変遷を検討したものとして、拙稿「インド憲法における財産権——財産権の変容と国家政策の指導原則」(大内穂編『転換期におけるインド憲法体制』アジア経済研究所、近刊予定)。
- (16) Law Commission of India, *14th Report*……, pp. 78-81. もっとも、これは

相対的なものであり、他の発展途上国さらに日本などよりも上位裁判官の社会的影響力は格段と高いように思われる。

(17) *Ibid.*, pp. 49-50.

(18) このような現象はすでに独立前に存在していた。前ボンベイ高裁の初代インド人長官であったChaglaは、その自伝の中で、かれが1941年ボンベイ高裁の裁判官に任命されたとき、俸給は4000ルピー（現在は長官が4000ルピー、裁判官3500ルピー）であったが、収入は弁護士るときよりも減少となると述べている。Chagla, M.C., *Rose in December*, Bombay, Bharatiya Vidya Bhavan, 1973, p. 122. なおLaw Commission of India, *14th Report*……, pp. 81-83. 最近においてもとくにボンベイ、カルカッタのような大商業都市の高裁においては、Barのジュニア弁護士すらも裁判官に勧誘することが困難であると指摘されている。High Courts Arrears Committee, *op. cit.*, pp. 41-42. このような事実が高裁における下位裁判官からの昇任の比率の増加と関係があることは十分に推測できる。

(19) 高裁における遅滞の問題については、同上の報告書を参照のこと。

(20) 最近の新聞記事によれば、非常事態は解除され、各種の言論、表現の自由を制限する措置の解除がつづいており、第42次改正を全面的に無効とする憲法改正が準備されているといわれる。

(21) Law Commission of India, *14th Report*……, pp. 181-192.

(22) すでにみたとおり、高等文官裁判官に対するインド側の批判の一つは、これらの裁判官の法律知識の不十分さであり、この知識は弁護士としての実務経験によってのみ修得しようという考えが基本にあった。

(23) ガンディー政権下において、とくに法曹、裁判官に対して、社会的正義の認識が非常に強調されたことは注意を要する。この動きは単に上位裁判官に対してばかりでなく、下位裁判官に対してもなされている。筆者には、全インド司法職の構想は直接的には下位裁判所におけるこの理念の貫徹という意味あいがあるように思われる。今回の政権交替後、このような理念の強調がどのように展開されるかは興味ある問題である。

(24) 佐藤、前掲論文を参照のこと。

(25) 拙稿「インド憲法における……」を参照のこと。

(26) デリー高裁のNayar事件に対する判決をみよ。この動きについては同事件を含めて、さしあたり*Far Eastern Economic Review* (26 Sept. 1975), pp. 21-22を参照のこと。

(安田信之／執筆時：アジア経済研究所経済協力調査室、現：同室主任調査
研究員)